事業承継・成長促進補助金交付要綱

（通則）

第１条　滋賀県事業承継・成長促進補助金（以下「補助金」という）の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和４８年滋賀県規則第９号。以下｢規則｣という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　本補助金は、事業承継を契機として実施する経営革新につながる取組に要する経費や人材育成に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助することにより、県内中小企業者の事業承継の促進を図り、もって県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において使用する用語の定義は、次の各号とする。

①「中小企業者」とは、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者をいう。

②「県内中小企業者」とは、滋賀県内に主たる事業所を有する中小企業者をいう。

③「大企業」とは、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。

④「みなし大企業」とは、以下のものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

⑤「滋賀県事業承継ネットワーク構成機関」とは、別表１の機関とする。

⑥「フランチャイズ契約」とは、一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約とする。

⑦「事業承継」とは、会社においては先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任することなどとし、個人においては商号（屋号）や経営資源を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出）することとする。

⑧「事業引継ぎ」とは、事業譲渡などにより、事業の全部または一部を第三者に事業承継することをいう。

⑨「起業希望者」とは、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターの「後継者人材バンク」または、日本政策金融公庫の「事業承継マッチング支援」に登録し、後継者不在である事業者の紹介を受け、その事業を引き継ぐ予定である個人のことをいう。

（補助金の内容）

第４条　知事が交付する補助金の対象となる事業（以下「補助事業」）の内容は、事業承継を契機

として実施する経営革新につながる事業（以下「補助メニュー①」という。）、後継者等の人材育成につながる取組（以下「補助メニュー②」という。）とする。

（補助対象事業者）

第５条　補助対象事業者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者または起業希望者で、かつ滋賀県事業承継ネットワーク構成機関と連携して補助金交付申請書（様式第１）を策定する者のうち、別表２に掲げる条件を満たすものとする。※ただし、みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、別表３に定める経費のうち、滋賀県が必要と認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別表３に定める経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

（補助率および補助上限）

第７条　補助および補助上限の額は、次のとおりとする。

補助率	補助対象経費の３分の２以内
補助金の上限	１件当たり５０万円

（補助対象期間）

第８条　補助金交付の対象期間は、交付決定の日から翌年２月末日までとする。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付申請をしようとする者は、滋賀県事業承継ネットワーク構成機関と連携して補助金交付申請書（様式第１）を作成し、滋賀県事業承継ネットワーク構成機関が作成した意見書（様式第２）を添えて、知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第１０条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査のうえ、適当と認められるものについて補助金交付決定通知書（様式第３）にて通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第１１条　知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

①補助事業に要する経費の配分の変更（第１２条（１）に該当する場合を除く。）をする場合、補助事業計画変更承認申請書（様式第４）により知事の承認を受けること。

②補助事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他補助金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。

③補助事業の内容の変更（第１２条（２）に該当する場合を除く。）をする場合、補助事業計画

変更承認申請書（様式第４）により知事の承認を受けること。

④補助事業を中止し、または廃止する場合、補助事業中止（廃止）申請書（様式第５）により知事の承認を受けること。

⑤補助事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は滋賀県に報告し、滋賀県の指示を受けること。

（軽微な変更）

第１２条　補助金の経費配分の変更について、事業目標の範囲内で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

（１）補助対象経費の各経費区分において２０％の範囲内の変更（補助対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の２０％以内の変更額の増減のもの）で補助金の総額に変更を生じないもの

（２）補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更

（補助事業の遂行）

第１３条　補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（補助事業の実績報告）

第１４条　補助事業者は、当該補助事業の完了後、１４日以内に補助事業実績報告書（様式第６）（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

２　補助事業者は、（１）の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の決定）

第１５条　知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行うものとする。 その報告に係る事業の実施結果が、補助金の交付決定の内容（第１２条に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、 交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式第７）によって当該助成事業者に通知しなければならない。

（補助金の支払い）

第１６条　知事は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１７条　知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

① 本交付要綱の規定に基づく措置に違反した場合および補助事業者が補助金を他の用途へ

使用した場合

② 補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

③ 知事の承認を受けずに、当該補助事業を廃止（中止）した場合

④ 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合

２　前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

（補助金の返還）

第１８条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助事業者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

（加算金および延滞金）

第１９条　加算金および遅延金については、次のとおりとする。

（１）補助事業者は、知事から前条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額 （その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき 年１０．７５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

（２）補助事業者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．７５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（３）知事は、（１）および（２）においてやむを得ない事情があると認めたときは、 加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

（立入検査等）

第２０条　知事は、補助金交付事業の適正を期すため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

（補助金の経理）

第２１条　補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（事業成果の報告）

第２２条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から５年間、または、事業承継の実施までは、毎年の２月末日を期限に、事業成果報告書（様式第８）を、知事に提出しなければならない。

（廃業する場合の措置）

第２３条　補助事業者は、補助事業の完了した日から５年未満で廃業を行う場合は、知事に対し

その旨を報告しなければならない。その際、知事は補助事業者に対し、既に支払った補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（標準事務処理期間）

第２４条　第１５条の規定による額の確定は、第１４条の規定による実績報告を受け付けた日から３０日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第２５条　補助事業者は、第９条の規定に基づく交付の申請、第１１条の規定に基づく計画変更の申請、第１４条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成１６年滋賀県条例第３０号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附則　この要綱は令和８年４月１日から施行する。

（別表１）

滋賀県事業承継ネットワーク構成機関

1	行政機関	地方公共団体等	滋賀県
2			近畿経済産業局
3			独立行政法人中小企業基盤整備機構
4			公益財団法人　滋賀県産業支援プラザ
5	民間機関	金融機関	滋賀銀行
6			関西みらい銀行
7			大垣共立銀行
8			京都銀行
9			長浜信用金庫
10			滋賀中央信用金庫
11			湖東信用金庫
12			京都信用金庫
13			京都中央信用金庫
14			滋賀県信用組合
15			滋賀県民信用組合
16		商工会議所	滋賀県商工会議所連合会
17			大津商工会議所
18			長浜商工会議所
19			彦根商工会議所
20			近江八幡商工会議所
21			八日市商工会議所
22			守山商工会議所
23			草津商工会議所
24		商工会	滋賀県商工会連合会
25		業種別組合	滋賀県中小企業団体中央会
26		経済団体	滋賀経済同友会
27			滋賀経済産業協会
28		弁護士	滋賀弁護士会
29		公認会計士	日本公認会計士協会京滋会
30		税理士	近畿税理士会滋賀県支部連合会
31		中小企業診断士	滋賀県中小企業診断士協会
32		司法書士	滋賀県司法書士会
33		行政書士	滋賀県行政書士会
34	公的機関	日本銀行	日本銀行　京都支店
35		財務省	近畿財務局　大津財務事務所
36		信用保証協会	滋賀県信用保証協会
37		日本政策金融公庫	日本政策金融公庫　大津支店
38			日本政策金融公庫　彦根支店
39		商工組合中央金庫	商工組合中央金庫　大津支店
40			商工組合中央金庫　彦根支店
41		よろず支援拠点	滋賀県よろず支援拠点
42		プロフェッショナル人材戦略拠点	滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点
43		中小企業活性化協議会	滋賀県中小企業活性化協議会

（別表２）

補助対象事業者

事業承継に関する要件	以下に掲げる要件のいずれかを満たす者。 ・交付決定後、３年以内に事業承継が完了する経営者またはその後継者（見込みの者を含む） ・事業承継後１年以内の経営者（令和７年４月１日以降に就任した者に限る） ・滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターの「後継者人材バンク」または、日本政策金融公庫の「事業承継マッチング支援」に登録し、後継者不在である事業者の紹介を受け、その事業を引き継ぐ予定である個人

（別表３）

１　補助対象経費

補助メニュー	経費例
①事業承継を契機として実施する経営革新につながる事業	機器購入費、新事業展開に係る委託料、店舗改修費、広告宣伝費、展示会出展費等
②後継者等の人材育成につながる取組	研修参加費、テキスト代等（事業承継に関するもの、もしくは経営力向上に関するものに限る。）

（注）・中古の機械装置等の購入は、価格の妥当性を示すため、購入金額に関わらず、２者以上の中古販売事業者から見積を取得すること。

・人材育成の対象は承継後の経営者または後継者（候補）に限る。

２　補助対象にならない経費

・顧問料、謝礼金

・官公庁等の手続きおよび書類作成、訴訟・トラブル対応に要する経費

・諸経費、保険料、振込手数料、公租公課（消費税および地方消費税額を含む）

・飲食費、接待費、交際費、旅費、遊興、娯楽に要する費用

・販売品生産のための原材料、商品の仕入れとみなされる経費

・事業者の通常の営業活動にかかる経費

・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの

・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２１号）第２条により定める営業内容等）